



2024年6月27日

各位

会社名 山一電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 亀谷 淳一  
(コード番号 6941 東証プライム)  
問合せ先 総務人事グループ長 山下 徹  
(TEL. 03-3734-0115)

## (訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の 一部訂正について

2024年6月26日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」において、記載事項の一部に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

### 記

#### 1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の公表後、記載内容に一部誤りがあることが判明いたしましたので、訂正を行うものであります。

#### 2. 訂正の内容

##### 2. 処分の目的及び理由

(訂正前)

当社は、2022年6月28日開催の第67期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、中長期的な業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じた株主重視の経営意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額90百円以内の金銭債権を支給することにつき、ご承認を頂いております。

(訂正後)

当社は、2022年6月28日開催の第67期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、中長期的な業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じた株主重視の経営意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額90百万円以内の金銭債権を支給することにつき、ご承認を頂いております。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第69期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月25日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,200円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(訂正後)

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第70期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月25日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,200円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上